

JESCO 豊田PCB廃棄物処理 事業だより(No.170)

1. 各官公庁による豊田PCB処理事業所視察

5月10日に静岡県庁、14日に環境省中部地方環境事務所、25日に豊田市役所、そして31日は愛知県庁による視察が行われました。

静岡県庁の視察では、廃棄物リサイクル課から課長を含め4名のほか、PCB廃棄物保管事業者の直接の担当窓口である地域(賀茂・東部・中部・西部)健康福祉センターから5名の計9名の方が参加されました。

視察後の質疑応答では、「含浸物の洗浄時間はどれくらいかかるのか」、「洗浄液はどのようなものを使っているのか」等専門的な質問をいただきました。(右は見学通路から当施設内を視察される様子)



環境省中部地方環境事務所からは、水原課長はじめPCBを担当されている、3名の方々がお見えになり、豊田PCB処理事業所での処理施設を視察され、処理実態を確認されました。

そして、今後のPCB廃棄物の処理促進に向けた中部地方環境事務所の取組についてご説明いただきました。

(左はコンデンサ等に含まれるPCBについて質問される様子)

5月25日(金)に豊田市役所環境部の新任職員研修として、藤井環境部副部長を始め、16名の皆様が視察されました。

プレゼンテーションルームで、豊田PCB廃棄物処理施設のビデオを見ていただいた後、2班に分かれ、見学者通路から実際のPCB廃棄物の受入・保管、抜油・解体、洗浄・分離、無害化処理・払出しなどの設備と処理の状況を視察され、とても熱心に見学されました。



愛知県からは、森田環境部長と陣内環境部次長はじめ5名の方々PCB廃棄物の処理状況を視察されました。

PCB処理内容について熱心にご質問され、適切に処理されていることをご確認されるとともに、県としても処理期限内でのPCB廃棄物の処理完了に向け、一層の取組促進をされるとのお話しをいただきました。

2. 収集運搬認定証交付式および収集運搬作業従事者講習について

トランスやコンデンサなどのPCB廃棄物の収集運搬を行うには、安全を確保するためのさまざまな条件があります。その条件を満たし、行政及び当社の許可を得た収集運搬事業者でなければ、収集運搬を行うことができません。

さらに、当施設に入門する作業員には「入門許可者証」が必要となります。これは当施設で行っている「収集運搬作業従事者講習」の受講修了者に交付するものであり、収集運搬作業に携わる方々全員に受講していただいています。



当施設では「収集運搬認定証交付式および収集運搬作業従事者講習」を5月、9月、1月と年3回実施しております。

今回、5月29日(火)に講習を実施し、入門許可者証の交付を行いました。

PCB廃棄物収集運搬に関する入門許可手続き等の詳細につきましては、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

3. 豊田PCB廃棄物処理施設 春期定期点検のご案内

豊田PCB廃棄物処理施設では、6月11日(月)から6月22日(金)まで、12日間をかけて春期定期点検を行います。

詳細については、春期定期点検終了後に改めてお伝えします。

PCB処理事業紹介シリーズ 第30回

豊田PCB処理事業所では、建屋内負圧管理と雨水漏洩防止をはかるため外壁の大規模修繕を実施しました。これは、建屋内負圧管理と雨水漏水防止をはかるためです。

豊田PCB処理事業所の特徴として、高度な耐震設計を施していますが、経年劣化による傷みは発生しており、このような補修管理を適切に実施しています。



問い合わせ先
中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)
豊田PCB処理事業所 電話:0565-25-3110 FAX:0565-24-0543
【豊田PCB処理事業HP】 <http://www.jesconet.co.jp/facility/toyota/index.html>

アザラシのピーちゃん

